

## 書式・様式の改善の取組について（総務省分）

書式・様式の改善	
省庁名	総務省
論点	<p>1. 書式・様式の統一全般について</p> <p>① 書式・様式の改善に関して、働きかけ等を行うだけでなく、実際に、自治体対応がなされることが重要。働きかけの結果どのような改善が行われたか、そうした改善は事業者の負担改善に資するものとなっているか、自治体における取組が進まない理由は何かといった実情を把握し、実態を踏まえた働きかけを行っていくことが必要ではないか。</p>
【回答】	
<p>① 統一様式の普及が事業者・地方団体の負担軽減に繋がるものと考えており、機会をとらえて、地方団体へ導入への働きかけを行っている。</p> <p>地方団体にとっては、当該様式の導入にはシステム改修等が生じ、予算の制約があることから、次期システム更改のタイミングでの導入を検討している団体が多い。</p> <p>「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」については、本年1月に各地方団体に対し調査を行ったところであり、各地方団体の予算措置の状況を踏まえ、導入の検討をいただいているところと認識している。</p> <p>なお、法人関係税の申告等でeLTAXの対象となっているものについては、全ての地方団体において、全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、事業者、税理士会等にその活用の働きかけを行ってまいりたい。</p>	

書式・様式の改善	
省庁名	総務省
論点	<p>2. 納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）について</p> <p>①「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（令和元年7月29日改定）では、競争入札参加資格審査申請書に関する調査結果や工程表に基づく検討の状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ検討とあるが、検討結果、現在の取組状況及び今後の進め方について、具体的に御教示いただきたい。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>① 地方税共同機構に設置されたワーキンググループ（令和元年度3回開催）において、統一様式がとりまとめられるとともに、令和3年度から当該様式による申請を全地方団体で受け付けるようにすべきとの報告書が取りまとめられた。</p> <p>今回の統一様式は、各団体の既存の様式はそのままとしつつ、統一様式での申請も受け付けることができるようにするものである。なお、統一様式には、備考欄を設けており、各団体において受付に必要な項目を追記できるようになっている。</p> <p>現時点でウェブには未公開であるが、当該統一様式は、全国的に使用可能となる予定である令和3年度に向けて総務省等のHPにおいて公開予定。</p> <p>総務省から事務連絡及び大臣通知を発出し、当該統一様式による申請を受け付ける準備を行うよう、全地方団体に対して要請した。</p> <p>今回の統一様式は、各団体の既存の様式はそのままとしつつ、統一様式での申請も受け付けることができるようにするものである。よって、統一様式の改変は想定されない。</p>	

書式・様式の改善	
省庁名	総務省
論点	<p>3. 保険契約照会様式、給与等照会様式について</p> <p>① 「保険契約照会様式」に関して、調査では、地方自治体における様式のカスタマイズの状況について把握しているのか。その際、独自項目を求めることをやめたのか、あるいは、独自項目は別途事業者（保険会社）に問い合わせることとしているのか、その際の、事業者の負担感はどうか、についても把握する必要があると考えるがどうか（No. 12 の参考を参照されたい）。本年 1 月末の状況を調査する予定とのことであるが、昨年 1 月末からの改善状況等进行分析し、分析結果を踏まえ、事業者負担の軽減を図る観点から取組を行っていくことが必要ではないか。</p> <p>② 「給与等照会様式」は、本年、初めて調査するようであるが、「保険契約照会様式」と同様、カスタマイズの状況等についても把握すべきではないか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>① 全国税務協議会（現：地方税共同機構）がとりまとめた統一様式には、様式の記載項目の他に各地方団体が追加で必要な項目を記載できる欄があらかじめ設けられている。当該欄の使用状況についても、今後調査する予定。</p> <p>② 「保険契約照会様式」と同様。</p> <p>調査項目については、地方税共同機構が各地方団体に対して行った調査結果を基に決定されており、代表的な項目は網羅されている。その上で追加する必要がある項目は、各地方団体の判断によるものであり、代表的な項目とは考えられないもの。</p> <p>当該欄の使用状況については、本年 1 月に各地方団体あて調査を行い、本年 3 月末に調査結果を取りまとめた。</p>	

書式・様式の改善	
省庁名	総務省
論点	<p>4. 個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等について</p> <p>① 規制改革実施計画においては、「優先順位をつけて検討を進める」とあるところ、令和2年度税制改正事項以外の税目について、今後、どのように検討していくのか。</p> <p>② 個人事業税等に関して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図るとあるが、自治体毎の現在の普及状況を把握しているのか。自治体の実情を把握・分析し、必要があれば総務省としての促進策を整備した上で、要請することが必要ではないか。</p>

**【回答】**

- ① 賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、現在の地方税共通納税システムにおける対象税目については、電子申告された情報を元に電子納税を行うものであり、賦課税目とは異なる。また、納税通知書等の情報について複数団体分をまとめて電子的に送信する仕組みは現在なく、納税者側の環境整備や地方団体の実務・コスメリットの精査が必要である。

更に、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られていること等を踏まえる必要がある。

地方税共通納税システムが、地方共同法人である地方税共同機構において、すべての地方団体の負担金で運営されていることから、地方団体の理解を得なければ進められないことに留意しつつ、地方団体・納税者双方の意見を聞きながら、検討をしていく。

こうした中で、固定資産税のうち、償却資産に対する課税については、電子納税の前提となる電子申告の利用率向上に取り組むこととしており、令和2年度税制改正における議論を経て、eTAXの利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めるとともに、地方団体と連携しながら、電子申告が推進されるよう利用勧奨に取り組むこととしている。

② 地方団体における収納手段の状況については、以下のとおり。

平成 30 年度における収納手段の状況

	口座振替	コンビニ納付	クレジットカード
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	43 団体 (91.5%)
市区町村	1,736 団体 (99.7%)	1,223 団体 (70.2%)	221 団体 (12.7%)

各地方団体においては、収納手段の導入に係る費用対効果等を踏まえ、取り組んでいるところである。

総務省としては、各税目や個人又は法人の納税者によって収納手段のニーズが異なること等の状況を踏まえ、納税者が納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があると考えている。

書式・様式の改善	
省 庁 名	総務省
論 点	<p>5. 自動車税・自動車取得税の申告書について</p> <p>① 昨年7月の報告書でも「依頼済」とあるが、3府県において導入が遅れている理由をお示しの上、3県における現在の検討状況をお示してください。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 3府県については、予算の制約がある中で、基幹税務システムの更改時期等を踏まえ検討していただいているところである。</p>	

書式・様式の統改善	
省庁名	総務省
論点	<p>6. 給与支払報告書（総括表）等について</p> <p>① 「事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書」、「法人設立等届出書」、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、「給与支払報告書（総括表）」及び「特別徴収切替申出書」について、電子申告・納税利用促進のために事務連絡の発出等働きかけを行っているようだが、それぞれの利用率や課題を把握し、普及を促進するPDCAサイクルを回しているのか。また、引き続き紙ベースで申請を行う法人がある状況において、地方自治体の意見等も踏まえつつ、紙ベースを含む様式の共通化についても推進する必要があるのではないか。</p> <p>（参考）「給与支払報告書（総括表）」に関して、昨年12月の総務省行政苦情救済会議（高橋座長がメンバー）の資料によれば、紙ベースの報告書様式において「記載項目」の追加・削除が行われている例があるなど様式がバラバラである。また、同資料によれば、eLTAXの記入漏の場合等に、市町村として独自に事業所に対し補足確認をしている実情があること等が示されている。</p> <p>② 「法人設立等届出書」、「特別徴収切替申出書」などについては、複数の自治体に同じような添付書類を提出する必要が生じ、事業者の負担となっている。そこでeLTAXで一度提出した書類を2回目以降求めないなど、ワンスオンリーの実現が事業者負担軽減のために重要と考えられるが、実現に向けた取組が必要ではないか。</p>
【回答】	
<p>① 当該様式については、電子申告の利用率や地方団体における周知広報の状況を把握し、総務省においても経済界や税理士会等に直接出向き、電子での利用を呼び掛けている。また、紙申告の件数については、毎年実績値を把握しているところであり、昨年度の実績については、今後調査予定。</p> <p>当該様式については、既にeLTAXにおいて全国统一フォーマットによる電子的提出が可能となっていることから、引き続きeLTAXを活用した電子申告が進むよう、利用の促進を進めてまいりたい。</p> <p>なお、「給与支払報告書（総括表）」に関しては、行政評価局から様式の見直しについてあっせんを受けたことから、まずは、総括表に係る市区町村の事務の運用実態等について調査しているところ。</p> <p>② 「法人設立等届出書」については、2020年1月から、法人設立に係る申請等の手続（登記後の手続）をオンラインかつワンストップで行うことができるサービス（法人設立ワンストップサービス）を開始したところ。</p> <p>また、「特別徴収切替申出書」を始めとした、従業員のライフイベントに伴い企業が行う従業員の社会保険・税手続については、マイナポータルの</p>	

API を活用したオンライン・ワンストップ化を 2020 年（令和 2 年）11 月頃から開始する予定であることから、内閣官房及び関係府省と連携して取組を進めてまいりたい。



書式・様式の改善

省庁名

総務省

論点

7. 特別徴収税額通知書について

- ① 特別徴収税額通知書について、電子化に対応していない市町村はどれだけあるのか。また、「対応時期に係る進捗目標を定めて、助言」について、具体的にどれだけ効果を上げたか示していただきたい。

【回答】

- ① 特別徴収税額通知の電子署名付きの電子データ（正本）の送付に対応していない団体は、895 団体となっている。

また、特別徴収税額通知の電子データの送付が可能となった平成 28 年度からの対応市区町村数の推移は下記のとおりである。

地方団体に対して、通知や地方団体向けの説明会の場で、特別徴収税額通知の電子データの送付は、地方団体においても通知の印刷や郵送の削減等の事務の効率化に資するものであり、その対応を推進いただきたい旨、繰り返し依頼しているところ。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対応団体数	92 (5.0%)	320 (18.4%)	652 (37.4%)	846 (48.6%)

※カッコ内は全市区町村 1,741 団体に対する割合である

書式・様式の改善	
省庁名	総務省
論点	<p>8. 地方税から国税への情報連携について</p> <p>① 地方税から国税への情報連携について、前回平成 31 年 4 月 11 日の行政手続部会での議論において、連携できる分野の拡大を検討することだったが、具体的にどのような分野の情報連携が拡大したのか（もしくは情報連携の拡大実現に向けて進んでいるか）、お示ください。その際、「市町村が申告内容の誤りに気付き、住民税については適正な課税がなされているのに、所得税については過大に徴収されている」ような場合について、情報連携が行われているかについてお示ください。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>① 個人所得課税分野における地方税当局から国税当局への情報連携について、昨年 4 月の行政手続部会から今日に至るまで連携分野の拡大はなされておらず、現時点では具体的な拡大の予定はないが、地方税当局は、個人住民税を賦課するにあたって把握した、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養是正情報（扶養控除や配偶者控除の適用誤りがある場合）</li> <li>・ 申告漏れの収入情報（確定申告への収入合算漏れがある場合）</li> <li>・ 無申告情報（確定申告義務があるものの申告をしていない場合）</li> </ul> <p>を国税当局に提供しており、税務行政の効率化を図る観点から、まずは対応団体の拡大に努めてまいりたい。</p> <p>また、ご指摘のあった、「市町村が申告内容の誤りに気付き、住民税については適正な課税がなされているのに、所得税については過大に徴収されている」ような場合については、国税当局に対して情報提供等を行っている市町村は承知していないが、納税義務者に対して情報提供を行っている場合はあると聞いている。</p>	